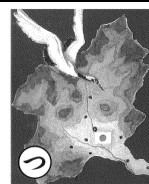




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年2月21日（金） 第10275号

目 次

ページ

告 示

○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○同	3

公 告

○所有者不明森林に関する裁定（林政課）	4
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	9
○土地改良区連合役員の就退任の届出（同）	10

公安委員会規則

○群馬県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）	11
○群馬県公安委員会が行う銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（同）	11

議 会 規 則

○群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則（総務課）	12
---------------------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	富岡神流線	甘楽郡甘楽町大字秋畑字笹ハグレ877番の1地先から同郡同町大字同字同895番の1地先まで	前	6.8～7.9	45.3
			後	6.8～11.5	45.3

◎群馬県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	富岡神流線	甘楽郡甘楽町大字秋畑字笹ハグレ877番の1地先から同郡同町大字同字戦場1021番の1地先まで	令和7年2月21日

◎群馬県告示第47号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和7年2月21日

群馬県知事 山 本 一 太

町並1地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県利根郡みなかみ町月夜野字町並及び字大額の区域内の土地のうち、次の1点から16点までを順次結んだ線及び1点と16点を結んだ線に囲まれた土地の区域

1点 北緯36度40分58秒4745

東経138度58分59秒7814

2点 北緯36度40分58秒6742
東経138度59分00秒3714

3点 北緯36度40分58秒6815
東経138度59分01秒3905

4点 北緯36度40分59秒1612
東経138度59分01秒7393

5点 北緯36度40分59秒4426
東経138度59分02秒9061

6点 北緯36度40分59秒7304
東経138度59分03秒7723

7点 北緯36度41分00秒6065
東経138度59分04秒6089

8点 北緯36度41分00秒5064
東経138度59分05秒1186

9点 北緯36度40分59秒8777
東経138度59分05秒5306

10点 北緯36度40分59秒7031
東経138度59分05秒2431

11点 北緯36度40分59秒0487
東経138度59分04秒1561

12点 北緯36度40分58秒6901
東経138度59分03秒1440

13点 北緯36度40分58秒5050
東経138度59分01秒6949

14点 北緯36度40分58秒0216
東経138度59分01秒6315

15点 北緯36度40分57秒9597
東経138度59分00秒6611

16点 北緯36度40分57秒9950
東経138度58分59秒7750

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第48号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和7年2月21日

群馬県知事 山 本 一 太

町並2地区急傾斜地崩壊危険区域

群馬県利根郡みなかみ町月夜野字町並及び字大額の区域内の土地のうち、次の1点から8点までを順次結んだ線及び1点と8点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯36度41分01秒8546
東経138度59分08秒3313
- 2点 北緯36度41分02秒1127
東経138度59分10秒2169
- 3点 北緯36度41分02秒2534
東経138度59分11秒6696
- 4点 北緯36度41分02秒0072
東経138度59分12秒8271
- 5点 北緯36度41分01秒3679
東経138度59分12秒8898
- 6点 北緯36度41分01秒2353
東経138度59分11秒7577
- 7点 北緯36度41分01秒0268
東経138度59分10秒4359
- 8点 北緯36度41分00秒9944
東経138度59分08秒4859

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第26条の規定による所有者不明森林に関する裁定の申請があり、法第27条第1項の規定により所有者不明森林に関する裁定をしたので、法第28条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月21日

群馬県知事 山 本 一 太

1 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

所在・地番	地目	面積（ha）
群馬県吾妻郡中之条町大字四万字殿界戸59	山林	0.05

2 中之条町（以下「乙」という。）が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

所在・地番	始期	存続期間
群馬県吾妻郡中之条町大字四万字殿界戸59	経営管理権集積計画が定められた日	始期から起算して20年を経過した日まで

3 当該森林において経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

所在・地番	経営管理の内容
群馬県吾妻郡中之条町大字四万字殿界戸	<経営管理実施権が設定される場合>

59	○ 経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施に当たっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施に当たっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
----	---

4 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

所在・地番	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法	供託の時期
群馬県吾妻郡中之条町大字四万字殿界戸59	＜経営管理実施権が設定される場合＞ （1. 供託されるべき金銭の額の算定方法） ○ 供託されるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額を基に算定する。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付さ	＜経営管理実施権が設定される場合＞ ○ 伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ○ 供託されるべき金銭は発生しない。

	れた経費の見積額とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、森林所有者（以下「甲」という。）からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ （１．供託されるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	
--	---	--

5 所有者不明森林に係る権利の設定等の条件

当該森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙にその旨を通知するものとする。

6 2の存続期間の満了時及び法第9条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

7 乙が設定を受ける経営管理権及び甲が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1から4に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（２）受託者の義務

ア 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

イ 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権者は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

ア 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(ア) 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

(イ) 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ウ 甲は、2で定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

エ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

ア 乙は、(1)又は(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

イ 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

ア 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

イ 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。

ウ 乙がイにより森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ア 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- イ 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ウ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- エ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ア 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- イ 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ウ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ア 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- イ 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ア 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- イ 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ア 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- イ 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年一回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ウ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

8 裁定の理由

当該申請に係る所有者不明森林については、今後、土地所有者による森林施業が見込めないが、周辺山林と一体的に施業することが有効であり、当該所有者不明森林の経営管理権を乙に集積することが必要かつ適当であると認められるため。

9 教示

この裁定について不服があるときは、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、裁定の取消しの訴えは、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、群馬県を被告として（群馬県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、裁定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁定の日から1年を経過したときは、裁定の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求を行った場合には、裁定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされている。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年2月21日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
邑楽	理 事	再 任	中里芳一	館林市田谷町1179番地
	同	同	大塚浩	同 大島町2305番地
	同	同	須藤賢一	邑楽郡板倉町大字海老瀬7407番地14
	同	同	荒山江知郎	同 同 大字板倉1709番地1
	同	同	高際良一	同 同 大字粕谷2102番地
	同	新 任	岡野安男	同 同 大字除川1618番地
	同	同	根岸勇	同 同 大字西岡新田27番地
	同	同	松村一喜	同 同 大字大荷場668番地1
	同	同	岸本富男	同 同 大字細谷1958番地
	同	同	関根勝次	同 同 大字海老瀬2972番地
	同	同	川嶋政弘	同 同 大字大高嶋514番地

同	同	川嶋修	同 同 大字飯野869番地
同	同	榎本和明	同 同 大字岩田2120番地
同	退 任	中田庄一	同 同 大字除川1585番地
同	同	小暮徳治	同 同 大字西岡323番地
同	同	春山和之	同 同 大字大曲975番地
同	同	吉田栄	同 同 大字離1022番地
同	同	針ヶ谷恒雄	同 同 大字海老瀬2341番地
同	同	和田利男	同 同 大字下五箇1751番地
同	同	野口和志	同 同 大字飯野1875番地
同	同	川野辺昇	同 同 大字板倉2579番地2
監 事	再 任	柏崎富治	同 同 同 1713番地
同	新 任	高島孝夫	館林市大島町3718番地
同	同	和田利男	邑楽郡板倉町大字下五箇1751番地
同	退 任	高際常雄	館林市羽附旭町856番地
同	同	小野田幸一	邑楽郡板倉町大字大高嶋1582番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任及び退任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和7年2月21日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区連合名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
渡良瀬川下流	理 事	新 任	鈴木匡	館林市当郷町1782番地2
	同	同	半田貞雄	同 楠町1345番地
	同	同	岡野安男	邑楽郡板倉町大字除川1618番地
	同	同	川嶋修	同 同 大字飯野869番地
	同	同	小野田富康	同 同 大字粕谷2085番地
	同	退 任	荒川充司	館林市当郷町193番地2
	同	同	村上実	同 同 2065番地1
	同	同	吉田栄	邑楽郡板倉町大字離1022番地

	同	同	和田利男	同	同	大字下五箇1751番地
	同	同	栗原実	同	同	大字岩田883番地
	監 事	新 任	須藤賢一	同	同	大字海老瀬7407番地14
	同	退 任	針ヶ谷恒雄	同	同	同 2341番地

■ 公安委員会規則

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

群馬県公安委員会委員長 竹 内 健

群馬県公安委員会規則第1号

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（令和4年群馬県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第3条第1項中「第6条第1項」を「第9条第1項」に、同条第2項中「第6条第2項」を「第9条第2項」に、同条第3項中「第24条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第4条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県公安委員会が行う銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

群馬県公安委員会委員長 竹 内 健

群馬県公安委員会規則第2号

群馬県公安委員会が行う銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公安委員会が行う銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年群馬県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 議会規則

群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

群馬県議会議長 須藤 和 臣

群馬県議会傍聴規則第一号

群馬県議会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県議会傍聴規則（昭和三十七年群馬県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用

されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十二条第一項第四号から第七号までを削り、同項第八号を同項第四号とし、同項第九号を削り、同項第十号中「議事」を「会議」に、「予測される顕著な事情が」を「明らかであると」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第一号から第六号まで」を、「前項第一号から第三号まで」に、「物品」を「物」に、「ある」を「できる」に改め、同条第三項中「ある」を「できる」に改める。

第十三条中「静粛を旨とし」を削り、同条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十三条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号及び第八号を削り、同条第九号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

第十六条中「ある」を「できる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
